

《広告セルフチェック表》

広告を作成する際のセルフチェックとして、下表をご活用下さい。
(詳細、具体例等は審査基準をご確認ください。)

非協会員用

広告面積は12,160mm²(≒全1段)以下である
 広告面積は12,160mm²(≒全1段)より大きい

①～③をチェック
 ①～④をチェック

① キャッチコピーは、適切かどうか。

広告上に、以下の禁止事項に該当すると思われる表現・表示がないかどうか。

| 確認事項 | | 審査基準 | ☑ |
|------|---|-------|---|
| 1 | 安易な借り入れを助長する、又はその疑いのある表現 | | |
| 2 | 比較広告(貸金業法施行規則第10条の23第1項第1号または、同項第1号の2に関する広告を行う場合以外) | | |
| 3 | 顧客誘引を目的とした特定の商品を中心的な商品であると誤解させるような表示 | Ⅲ-2 | |
| 4 | 他の貸金業者利用者または返済能力がない者を対象に勧誘する表示 | Ⅲ-3 | |
| 5 | 切替え・借換えの表示(貸金業法施行規則第10条の23第1項第1号または、同項第1号の2の趣旨に反する貸付条件を付した表示) | Ⅲ-3-キ | |
| 6 | 借り入れが容易であることを過度に強調し、借入意欲をそそるような表示 | Ⅲ-4 | |
| 7 | 貸付け審査を全く行わずに貸し付けが実行されるかのような表現 | Ⅲ-4-① | |
| 8 | 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現 | Ⅲ-4-② | |
| 9 | 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現 | Ⅲ-4-③ | |
| 10 | 公的な年金、手当等の受給者の借り入れ意欲をそそるような表示 | Ⅲ-5 | |
| 11 | 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させる表示 | Ⅲ-6 | |
| 12 | 事実に基づかない表現により、資金需要者などに誤認させる恐れのある表現 | Ⅳ-1-② | |
| 13 | 貸付利率が、他の貸金業者よりも低い旨を具体的数字を示さずにする表示 | Ⅳ-1-③ | |
| 14 | 携帯電話番号の表示 | Ⅳ-1-④ | |
| 15 | 不当景品類及び不当表示防止法・屋外広告物法等の違反 | Ⅳ-1-⑤ | |

② 以下の表示必須項目が文字級数9級以上で、正しく記載されているか。

| | | | |
|----|---|-------|--|
| 1 | 商号・名称・氏名・登録番号(貸金業者登録簿に登録済のもの) | | |
| 2 | 貸付けの利率(上限実質年率は貸金業者登録簿に登録済の利率・小数点以下一位まで表示) | | |
| 3 | 返済の方式(貸金業者登録簿に登録済の返済方式) | | |
| 4 | 返済期間(貸金業者登録簿に登録済の返済期間) | | |
| 5 | 返済回数(貸金業者登録簿に登録済の返済回数) | | |
| 6 | 賠償額の予定(貸金業者登録簿に登録済の違約金・元本割合を年率小数点一位まで表示) | | |
| 7 | 担保に関する事項(貸金業者登録簿に登録済の担保及び保証人の要否、要担保の場合は種類名まで) | | |
| 8 | 啓発文言 | | |
| 9 | 審査をする旨 | Ⅳ-2-① | |
| 10 | 貸付けの種類ごとの限度額(無担保無保証貸付けの場合は貸金業者登録簿に登録済の限度額) | Ⅳ-2-② | |

③ 表示の項目が基準に沿った形で、正しく記載されているか。

| | | | |
|---|--|-------|--|
| 1 | 利息等の表現を明瞭かつ正確に表示(遅損金、遅同等など、不明確な省略形を用いていないか) | Ⅳ-1-① | |
| 2 | 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称を明記 | Ⅳ-2-③ | |
| 3 | 無人契約機の場合は「自動契約機」「店頭と同様の審査を行っている旨」を記載 | Ⅳ-2-④ | |
| 4 | 不動産担保金融などの場合、手数料及び期限前償還の違約金について表示 | Ⅳ-2-⑤ | |
| 5 | 返済例を表示する場合は、貸付利率の上限率で計算した例を表示 | Ⅳ-2-⑥ | |
| 6 | 登録簿に登録済の電話番号・ホームページアドレス・電子メールアドレス | | |
| 7 | ホームページアドレスを表示する場合は、当該ホームページに啓発文言があること | | |
| 8 | ホームページアドレスを表示する場合は、当該ホームページに返済シミュレーションを備えること | | |

④ 原稿サイズが12,160mm²より大きい場合、以下が正しく表示されているか。
(原稿サイズが小さい場合でも、表示する際には以下が守られているか)

| | | | |
|---|--|--|--|
| 1 | 貸金業相談・紛争解決センターの表示(9級以上・罫線で囲む・9:00～17:30) | | |
|---|--|--|--|